

## 新潟県条例第12号

新潟県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例  
 新潟県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例(平成12年新潟県条例第15号)  
 の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額	手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額
(略)		(略)	
7 法第35条の6 第1項の認定を受けようとする者 (1)・(2) (略) (3) 認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合	(略) 1件につき <u>98,000円</u>	7 法第35条の6 第1項の認定を受けようとする者 (1)・(2) (略) (3) 認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合	(略) 1件につき <u>110,000円</u>
(略)		(略)	
9 法第37条の2 第1項の許可を受けようとする者	1件につき、 <u>1万5,000円</u> に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じた額	9 法第37条の2 第1項の許可を受けようとする者	1件につき、 <u>1万7,000円</u> に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じた額
(略)		(略)	
18 液化石油ガス設備士試験を受けようとする者	1件につき <u>23,200円</u> (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合にあっては、 <u>22,700円</u> )	18 液化石油ガス設備士試験を受けようとする者	1件につき <u>21,400円</u> (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合にあっては、 <u>20,900円</u> )

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。